

大阪市立田辺中学校「学校いじめ防止基本方針」

令和8年5月1日改定

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「自ら学び創造する 元気でたくましい 思いやりのある生徒」育成のために「田辺中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の5点をあげる。

- ① 生徒の様子の変化に対し、本人への確認と継続した声掛けをする。
- ② 休み時間の巡回活動を徹底する。
- ③ 休み明けのアンケートおよび教育相談で全員にいじめについて確認する。
- ④ 学期末の懇談においてもいじめについて確認する。
- ⑤ ③④については、本人だけではなく、そのような事象を見たり、聞いたりしたことがないか確認する。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 授業の際、発言または行為などでいじめにつながると判断した時はその場でその発言、行為をやめさせ指導する
- ② 授業を公開することで、客観的に生徒の様子を理解しあい問題を感じれば早急に対処する。
- ③ 研究授業を行うことで、教員の授業力の向上をはかる。

(2) 自己有用感を高めるために（児童生徒会活動やキャリア教育の計画等から）

- ① 学級代表委員会で各クラスの情報を共有する中で、いじめや気になる生徒について生徒の目から感じたことの情報交換をはかる。
- ② ポスターを作成する等、未然防止に努めていく。

(3)いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ①道徳の時間を利用し、読本またはDVDを用い、いじめについて考えさせる。
- ②人格を尊重することの大切さを、道徳・総合の時間を利用し教材を用いて考えさせたり、行事などを通し考えさせる。
- ③学校内外の行動について、学級指導に加え、学年集会・全校集会で確認する。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 学級担任、教科担当、部活動顧問など、お互い教職員間の連携を大切にしている。
- ② 学年会議、生活指導部会、職員会議などで情報を共有することで多面的に生徒の変化などを認識する。
- ③ 教育相談、アンケートを定期的に行い、情報収集をはかる。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめが予測されると、即座に被害生徒から聞き取りを行い、その状況から関連生徒および加害生徒から聞き取りを行う。この聞き取りは、担任、学年教師および生徒指導主事、生徒指導部長も入りその状況を分析する。
- ② 事実確認にずれがある場合は、時間をかけて関連生徒、周辺生徒からの聞き取りを密にし、整合性をはかる。
- ③ ①②のあと加害生徒に対し、行為に対して考えを聞き、今の気持ちを聞き、十分な反省が見られないときは、様々な角度から話をし、反省をうながす。
- ④ 十分な反省が見られたうえで、保護者（加害生徒）へ連絡する。場合によっては来校してもらう。被害生徒の保護者にも連絡し、場合によってはお互いに話し合いの場を設定する。
- ⑤ 場合によっては、いじめ対策委員会を開き指導方針を話し合い、早期解決に努める。
- ⑥ 程度によっては、警察や外部機関などとの連携をはかる。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織（いじめ対策委員会）

- ① 構成メンバー：管理職、生徒指導主事、生活指導部長、学年主任など
- ② 学校基本法に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ③ いじめの疑いに関する情報や、問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。

【年間計画】

- ① 被害調査 年3回（4月・9月・1月）
- ② 教育相談 年3回（6月・11月・2月（1・2年のみ））
内容：アンケート（生活指導部から）
- ③ いじめアンケート（PC） 年3回（6月・11月・2月）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 校長室だよりやホームページなどで取り組み（行事など）の情報を発信する。
- ② 事案に応じて警察や外部機関などと連携をはかる。

(3) 取組内容の検証

- ① アンケート、教育相談の結果、問題行動が確認された場合、学年主任が集約して、生徒指導主事に報告し速やかに対処する。
- ② 生活指導部会、学年会議などで情報を交換することで、連携をはかる。

*いじめの解消とは

加害行為が少なくとも3か月以上なく、当該生徒とその保護者が不安を感じていない状態をいう

いじめ免疫プログラム

- (1) 「（いじめの芽を）見つける」
- (2) 「（エスカレートする前に）止める」
- (3) 「（被害者・加害者の）フォローする」

7. 重大事案への対処

- ① 被害生徒と加害生徒からの聞き取りをし、必要に応じて関連生徒からの聞き取りを行う。
- ② 問題行動の事実確認に整合性がみられ、加害生徒に対して十分な指導のあと被害生徒の保護者および加害生徒の保護者に、問題行動の事実および指導後の生徒の様子を連絡する。
- ③ 事案に応じて、警察や外部機関などとの連携をはかり、保護者の協力を求める。

※いじめ発見の際の流れ

